

おかやま働き方改革推進応援金に係るQ&A

No.	区分	質問	回答
1	制度概要	応援金の支給額と対象となる取り組みは何ですか？ テレワーク制度の導入にかかった経費に応じて支給されるものでしょうか？	支給額は取り組み内容に応じて以下のとおり定額支給されます。 テレワーク制度導入：一律 50万円 勤務間インターバル制度導入加算：一律 20万円 本応援金はかかった経費の額にかかわらず、要件を満たした取り組みに対して一律定額を支給します。
2	制度概要	国や他の自治体の助成金・補助金と併用できますか？	過去に国の人材確保等支援助成金（テレワークコース）など、テレワーク制度導入に係る国や自治体の助成を受けたことがある場合は対象外となります（これから受給予定の場合は併給調整が必要となる場合があります）。
3	国の助成金 （働き方改革推進支援助成金）	国の助成金を申請していませんが、県の応援金だけを単独で申請できますか？	申請できません。 県の応援金の交付申請には、国の「令和 8 年度働き方改革推進支援助成金」の支給決定通知（交付額確定通知書）が必要です。
4	国の助成金 （働き方改革推進支援助成金）	国の助成金のどのコースが応援金の支給対象ですか？	国の「令和 8 年度働き方改革推進支援助成金」のうち、以下のいずれかのコースの支給決定通知（交付額確定通知書）を受けている事業者が対象です。 ・業種別課題対応コース ・労働時間短縮・年休促進支援コース ・勤務間インターバル導入コース
5	国の助成金 （働き方改革推進支援助成金）	国の助成金の支給決定通知は、いつまでに必要ですか？	令和 9 年 1 月 1 5 日までに支給決定通知（交付額確定通知書）を受けている必要があります。 支給決定通知を受けるにあたり、一定の期間を要しますので、計画的かつ早めの手続きをお勧めします。 なお、当該応援金を申請するにあたり、岡山労働局に対して、国の助成金の受付や審査の順番を早めるように催促するなどの迷惑行為はおやめください。
6	国の助成金 （働き方改革推進支援助成金）	国の助成金の具体的な申請方法についての相談はどこでできますか？	岡山労働局助成金センター（雇用環境・均等室 086-224-7639）へお問い合わせください。
7	テレワーク制度導入	「テレワーク制度導入」とは、具体的にどのような手続きを行えば対象になりますか？	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 1 月 1 5 日に、以下の手続きを実施している必要があります。 ・1 人以上の労働者を対象とするテレワーク制度を新たに設けること（過去に一度も導入実績がないこと） ・募集要領に定める＜テレワーク勤務制度について規定すべき事項＞を規定した就業規則等を整備・施行 ・所轄労働基準監督署へ就業規則を届け出ること（※常時10人未満の事業場についてはNo.8を参照） ・対象事業場の労働者へ制度の内容を周知すること ※＜テレワーク勤務制度について規定すべき事項＞については、募集要領5 ページをご確認ください。
8	テレワーク制度導入	常時雇用する労働者が10人未満の事業場であっても就業規則の届け出は必要ですか？	届出は必須ではありません。 就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない、常時雇用する労働者が10人未満の事業場の場合であって、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文化により定められており、労働者に周知されていること及びその日付が確認できる書類を提出してください。
9	テレワーク制度導入	令和 8 年 3 月 3 1 日以前に既に導入している場合は対象外でしょうか？	対象外です。
10	テレワーク制度導入	就業規則を提出する際、改定前後の新旧対照表や過去の実業規則を提出する必要はありますか？	提出する必要はありません。 ただし、申請手続きにおいて「令和 8 年 3 月 3 1 日以前に一度もテレワーク制度を導入したことがない」旨をご確認いただく必要があります（様式第 1 号別紙 3「交付要件の確認書兼同意書」の確認事項に含まれています）。
11	テレワーク制度導入	在宅勤務やモバイル勤務も対象になりますか？	在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務のいずれも対象となります。
12	テレワーク制度導入	テレワーク機器の購入経費は対象ですか？	本応援金はテレワーク制度を導入（就業規則整備等）した企業に対して一律 50万円支給するものであり、特定の機器購入費用そのものを補助する制度ではありません。
13	テレワーク制度導入	テレワークを実施するために必要な通信機器等の費用を会社が負担しない場合でも申請できますか？	申請可能です。 ただし、労働者に当該費用を負担させる場合は、その具体的な取扱内容について就業規則等に明示してください。

おかやま働き方改革推進応援金に係るQ&A

No.	区分	質問	回答
14	勤務間インターバル制度導入加算	勤務間インターバル制度導入のみの申請は可能でしょうか？	申請できません。 本応援金は、テレワーク制度を新たに導入する企業が対象となり、その上で勤務間インターバル制度を導入した事業者に対し追加で20万円支給するものです。
15	勤務間インターバル制度導入加算	勤務間インターバル制度導入加算の要件は何ですか？	令和8年4月1日から令和9年1月15日までに新たに勤務間インターバル制度を導入する対象事業場において、当該対象事業場に所属する労働者の1／4を超える労働者を対象とする、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルについて規定した就業規則の作成・変更、施行を行い、所轄労働基準監督署長に届出をするなど、必要な手続きを経ていることが要件となります。 詳細は募集要領をご確認ください。 (※常時10人未満の事業場における就業規則の取扱いについてはNo.8と同様です)
16	勤務間インターバル制度導入加算	「〇時以降の残業禁止」、「〇時以前の始業禁止」等のルールは、勤務間インターバル制度とみなされますか？	「〇時以降の残業禁止」、「〇時以前の始業禁止」いずれか一方の定めのみではみなされません。 「〇時以降の残業を禁止し、かつ〇時以前の始業を禁止する」旨の定めがあること等により、終業から次の始業までの休憩時間（9時間以上）が確保される規定となっている必要があります。
17	勤務間インターバル制度導入加算	国の助成金で「勤務間インターバル導入コース」を選んだ場合、県の加算も受けられますか？	受けることはできません。 国の助成金の勤務間インターバル導入コースなど勤務間インターバル制度導入に係る国や自治体の助成、又は、国の助成金の業種別課題対応コースにおいて勤務間インターバルを成果目標とした助成を受けたことがある、又は、申請している場合は対象外です。
18	申請手続き	郵送や持参で申請できますか？	郵送・持参による受付は行っておりません。県ホームページ内の申請フォームからの電子申請のみとなります。
19	申請手続き	応援金はいつ支払われますか？	応援金の支払いには、交付決定後、1か月程度要します。
20	申請手続き	振込口座は自由に指定できますか？	国の働き方改革推進支援助成金の申請書へ記載した口座情報と同じものを記載してください。
21	申請手続き	国の働き方改革推進支援助成金の書類を紛失しました。どうすればいいですか？	国の働き方改革推進支援助成金に関する書類 ア 国の助成金の交付申請書、事業実施計画及びそれに添付する書類の写し イ 国の助成金の事業実施結果報告書及びそれに添付する書類の写し 上記を紛失した等、写しを保管していない場合は、同様の内容の書類を改めて作成し、「6 申請様式」に掲載されている「03_申立書（参考様式）」に必要事項を記載の上、提出してください。この場合、当該書類が労働局へ提出した内容と同様のものか、必要に応じて、労働局へ確認させていただきます。 ※なお、国の「交付額確定通知書」を紛失した場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
22	申請手続き	申請フォームの「国等からの補助金や助成金等の受給の有無」には、対象事業者の要件となっている国の助成金（働き方改革推進支援助成金）を書くべきですか？	ご提出いただく国の働き方改革推進支援助成金に関する書類で確認を行うため、記載不要です。 テレワーク制度や勤務間インターバル制度導入に係る、本応援金及び国の働き方改革推進支援助成金以外の国や自治体の助成を受けたことがある場合は、その助成金等の名称を記載ください。